

## 知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する 条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年3月31日別紙のとおり岡山県税条例の一部を改正する条例（平成21年岡山県条例第35号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

（参考）

地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 削除」を「第七節 自動車取得税（第九十条―第一百二条）  
第七節の二 軽油引取税（第百三条―第百四条の二十五）」に、「第  
一節 自動車取得税（第百三十四条―第百三十九条の七）  
二節 軽油引取税（第百四十条―第百六十条の二）」を「第一節及び第二節 削除」に改める。  
第二条第一号中「ゴルフ場利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第二号中「自動車取得税  
自動車取得税」に改め、同条第二号中「軽油引取税  
軽油引取税」に改め、同条第二号中「狩猟税」  
を「狩猟税」に改める。

第四条第一項の表中「自動車税、鉦区税並びに自動車取得税」を「自動車取得税、自動車税並びに  
鉦区税」に、「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第八条中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第十条第一項第五号を削り、同項第六号中「第百四十条第一項」を「第百三条第一項」に、「第百  
四十八条第二項第三号ロ」を「第百四条の十一第二項第三号ロ」に、「第百四十条第三項」を「第百  
三条第三項」に、「第七百条の三第四項」を「第百四十四条の二第四項」に、「第百四十条第五項」  
を「第百三条第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 狩猟税にあつては、狩猟者の登録を受ける場所

第十条第一項第七号中「自動車税、鉦区税並びに自動車取得税」を「自動車取得税、自動車税並び  
に鉦区税」に改める。

第十三条第二項中「自動車税若しくは自動車取得税」を「自動車取得税若しくは自動車税」に改め  
る。

第二十一条中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第二十九条の二第五項の表中「の額」を「の額が」に、「第四号」を「第五号」に改める。

第四十一条第一項中「同条第四十五項」を「同条第四十九項」に改め、同条第二項中「第五十三  
条第三十二項から第三十五項まで及び第四十項から第四十二項まで」を「第五十三条第三十一項から第  
三十四項まで、第三十九項、第四十五項及び第四十六項」に改める。

第六十九条の五第一項中「、協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改  
める。

第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

（自動車取得税の納税義務者等）

第九十条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定  
する自動車（自動車に付加して一体となつている物として令で定めるものを含む。）をいい、同法  
第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のも

の（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他令で定める自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみならず課税）

第九十一条 前条第一項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。ただし、当該自動車について、他の都道府県において既に自動車取得税が課されているときは、この限りでない。

（自動車取得税の課税免除）

第九十二条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の規定により厚生労働大臣が定める者が、その業務の用に供する自動車のうち次の各号のいずれかに該当するものを取得した場合における当該自動車の取得に対しては、自動車取得税の課税を免除する。

- 一 救急自動車
- 二 患者の輸送の用に供する自動車
- 三 血液事業の用に供する自動車
- 四 巡回診療又は成人病検診の用に供する自動車

2 身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの（以下この項及び第百六条第一項第六

号において「身体障害者」という。)若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの(以下この項及び同号において「知的障害者等」という。)が運転する自動車又は身体障害者若しくは知的障害者等(以下この項及び同号において「身体障害者等」という。)と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車で当該身体障害者等が取得するもの(当該身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者等である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。)に係る当該自動車の取得に対しては、自動車取得税の課税を免除する。

3 前項に規定する自動車の取得者は、当該自動車の取得の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- 一 自動車の取得者又は使用者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- 二 自動車の車名、型式及び車台番号
- 三 自動車の登録年月日及び登録番号
- 四 自動車の主たる定置場
- 五 自動車の使用目的
- 六 その他参考となるべき事項

4 前項の規定によつて申告書を提出する際には、規則で定める書類等を提示しなければならない。

(自動車取得税の課税標準)

第九十二条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

- 一 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で令で定めるもの
- 二 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十二条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第一千二条第一項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得
- 三 第九十一条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第九十四条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第九十五条 取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第九十六条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第九十七条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令で定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得が第九十条第一項又は第九十一条第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は省令で定める日

四 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 前項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第二百二十九条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告納付することができる。

3 前二項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第二百二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

4 自動車の取得をした者は、第一項の規定の適用がある場合を除き、同項各号の自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令で定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項後段の規定に該当する自動車の取得にあつては、同項後段の書類の写しを当該報告書に添付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第九十八条 自動車取得税の納税義務者は、前条の規定により自動車取得税額を納付する場合（法第三百三十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器により表示を受けることによつてしなければならない。

2 前項の規定による証紙代金収納計器により表示を受ける金額に相当する現金の納付を受けたときは、知事は、同項の申告書又は修正申告書に納税済印を押すことによつて、証紙代金収納計器による表示に代えることができる。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除)

第九十九条 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の規定により免除を受けようとする者は、同項に規定する事実の発生の日から十五日以内に、自動車の登録番号（車両番号を含む。以下この節において同じ。）、返還年月日その他必要な事項を記載した自動車取得税免除申請書を知事に提出しなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の還付）

第一百条 知事は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前条第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

2 前項の申請をする者は、同項に規定する事実の発生の日から十五日以内に、自動車の登録番号、税額その他必要な事項を記載した自動車取得税還付申請書を知事に提出しなければならない。

（自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除）

第一百一条 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の申請をする者は、同項に規定する事実の発生の日から十五日以内に、自動車の登録番号、税額その他必要な事項を記載した自動車取得税還付申請書又は自動車取得税免除申請書を知事に提出しなければならない。

（自動車取得税の減免）

第一百二条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車取得税の減免の必要があると認める者その他特別の事情がある者に対しては、自動車取得税を減免することができる。

2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、第九十七条第一項の規定による当該自動車取得税に係る申告書の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称

二 減免を受けようとする自動車取得税の課税標準額及び税額

三 自動車の登録年月日及び登録番号

四 自動車の車名、型式及び車台番号

五 減免を必要とする理由

六 その他参考となるべき事項

第二章第七節の次に次の一節を加える。

## 第七節の二 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

- 第百三条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。
- 2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。
- 3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第百四条の二十三第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。
- 4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第百四条の二十三第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。
- 5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第百四条の二十三第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料

炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

- 6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合(特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。)においては、その所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第四百四条の十二第四号において同じ。)の数量(当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

(軽油引取税のみならず課税)

第四百四条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- 一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
  - 二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
  - 三 第四百四条の四に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
  - 四 第四百四条の四に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
  - 五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
  - 六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
- 2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油(自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で令第四十三条の三に規定する炭化水素油を除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。
- 3 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合においては、あらかじめ当該軽油の使用量並びに当該炭化水素油の種類及びその数量その他知事において必要があると認める事項を記載した届を知事に提出しなければならない。ただし、当該炭化水素油の製造が緊急を要する場合においては、事後に届出をすることができる。
- 4 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、令第四十三条の四第一項の規定によりあらかじめ当該軽油に係る第四百四条の十三第三項に規定する免税証を交付した知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。



(軽油引取税の補完的納税義務)

第四百四条の二 第四百四条の二十三第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けないで製造された軽油について、第四百三条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下この条において「納税義務者」という。)が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第四百四十四条の二第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所(以下この項において「事業所等」という。)が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

(軽油引取税の課税免除)

第四百四条の三 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四条の十第三項の規定による知事の承認があつた場合限り、軽油引取税を課さない。

- 一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
- 二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第四百四条の四 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、法第四百四十四条の二十一第一項(法第一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事の免税証の交付があつた場合又は法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項(法第一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事の承認があつた場合限り、軽油引取税を課さない。

(仮特約業者の指定等)

第四百四条の五 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者(その経営の基礎その他の事項を勘案して令で定める要件に該当する者を除く。)で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定する。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、仮特約業者が第一項の令で定める要件に該当することとなつたときその他令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

(特約業者の指定等)

第四百四条の六 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴

収の確保に支障がないと認められることその他の令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定する。

- 2 知事は、特約業者が前項に規定する要件に該当しなくなったときその他令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

(軽油引取税の税率)

第百四条の七 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき一万五千元とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第百四条の八 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第百三条第三項から第六項まで又は第百四条の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合においては、申告納付の方法による。

- 2 法第百四十四条の二十二第四項又は第百四十四条の二十五第五項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合には、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者等)

第百四条の九 軽油の元売業者又は特約業者を軽油引取税の特別徴収義務者に指定する。

- 2 知事において必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、軽油引取税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定するものとする。
- 3 前二項の特別徴収義務者は、軽油の引取りを行う者があつたときに軽油引取税を徴収しなければならない。
- 4 第一項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消の日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の申告納入)

第百四条の十 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(当該数量にリットル位以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の数量。以下この節において「課税標準量」という。)及び税額並びに第百四条の三又は第百四条の四の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

- 2 前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量をそれぞれ控除した数量とする。この場合において、控除すべき数量にリットル位以下第三位未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 第一項の場合において、第百四条の三又は第百四条の四の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、省令で定めるところにより、次条第四項に規定する登録特別徴収義務者は、知事が交付した第百四条の十三第三項に規定する免税証その他当該数量

を証するに足りる書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第百四条の十一 第百四条の九第一項又は第二項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合にはその五日前までに、事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の五日後までに、その引渡しに係る軽油の納入を行うこととなつた場合にはその納入の日の属する月の翌月の末日までに特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき軽油引取税特別徴収義務者登録申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

- イ 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ロ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
- ニ 事務所又は事業所の営業開始年月日
- ホ その他参考となるべき事項

二 事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

- イ 前号イからハまでに掲げる事項
- ロ 特別徴収義務者として指定された年月日
- ハ その他参考となるべき事項

三 引渡しに係る軽油の納入を行うこととなつた場合

- イ 第一号イに掲げる事項
- ロ 軽油の納入地
- ハ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ニ その他参考となるべき事項

3 知事は、第一項の登録の申請を受理したときは、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録し、その旨を当該特別徴収義務者に通知するとともに、当該特別徴収義務者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、省令で定める証票を交付するものとする。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収

義務者の登録を削除することができる。

- 一 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなったこと。
  - 二 県内において一年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われないこと。
- 7 知事は、前二項の規定により登録特別徴収義務者の登録を削除したときは、遅滞なくその旨を当該削除に係る者に通知するものとする。

(軽油引取税の申告納付)

第百四条の十二 第百四条の八第一項ただし書の規定により軽油引取税を申告納付すべき納税者（以下この節において「納税者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した省令で定める申告書を、当該各号に定める期限までに知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

- 一 第百三条第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 毎月末日
- 二 第百三条第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 毎月末日
- 三 第百三条第五項に該当する自動車の所有者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 毎月末日
- 四 第百三条第六項に該当する者にあつては、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日
- 五 第百四条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 毎月末日
- 六 第百四条第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 当該消費又は譲渡をした日から三十日を経過する日
- 七 第百四条第一項第六号に掲げる者にあつては、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 当該軽油の輸入の時

(軽油引取税に係る免税の手續等)

第百四条の十三 第百四条の四の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、省令で定める免税軽油使用者証交付申請書を知事に提出して、法第百四十四条の二十一第二項の免税軽油使用者証（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

- 2 知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第百四条の四に規定する用途に該当しないときその他令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。
- 3 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免

税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者)が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証(免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。)の返納を命ずることができる。

- 4 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から起算して三年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに知事が定める期間とする。
- 5 免税軽油使用者は、第一項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。
- 6 免税軽油使用者は、第一項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなつたとき、又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

第四百四十四条の十四 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条第一項の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して省令で定める軽油引取税免税証交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、免税軽油使用者が、法第四百四十四条の二十一第一項ただし書の規定により免税証の交付を受けようとするときは、令第四百四十三条の十五第十三項(令第一条において準用する場合を含む。)の規定による他の都道府県知事に提出した届出書の写しを提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。
- 3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項に規定する申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した省令で定める明細書を添付しなければならない。
- 4 知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、免税証を交付する。
- 5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所の所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。
- 6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。
- 7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年以内において知事が免税証に記入した期間と

する。

8 前条第六項の規定は、免税証について準用する。

(免税証の受取義務)

第四百四条の十五 法第四百四十四条の二十一第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者（第四百四条の二十一第一項において「免税取扱特別徴収義務者」という。）は、免税証を提出して免税軽油の引取りを行おうとする者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

(他の都道府県知事に対して免税証の交付を申請する際の届出)

第四百四条の十六 県内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する免税軽油使用者が法第四百四十四条の二十一第一項ただし書の規定により他の都道府県知事に免税証の交付の申請をしようとするときは、省令で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第四百四条の十七 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第四百四条の十三第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項及び次項において同じ。）は、毎月末日までに、省令で定める免税軽油の引取り等に係る報告書を知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。）を保有していない場合は、この限りでない。

2 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の満了の日の属する月の翌月の末日までに、同項に規定する報告書を提出するものとする。ただし、当該免税軽油使用者証を提示して当該期限までに新たに免税証の交付を受けた場合にあつては、その交付の日を期限とする。

3 前項の場合において、当該報告書に係る報告の対象となる期間（以下この項において「報告対象期間」という。）は、当該報告書の直前に提出した当該免税軽油使用者証に係る報告書の報告対象期間の末日の翌日（当該免税軽油使用者証を提示して初めて免税証の交付を受けた者にあつては、その交付の日）から当該報告書を提出する日の前日までの間とする。

(軽油引取税の徴収猶予)

第四百四条の十八 法第四百四十四条の二十九第一項の規定により、徴収猶予を求めようとする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した軽油引取税徴収猶予申請書に徴収猶予を必要とする事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 住所又は所在地及び氏名又は名称

二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名

三 軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を納期限までに受け取ることができなかつた理由及びその受け取ることができなかつた金額

四 徴収猶予を受けようとする税額及び期間

五 提出する担保の種類及びその価格又は保証人の住所及び氏名

六 その他参考となるべき事項

(軽油引取税の徴収不能額等の還付の場合の充当)

第四百四条の十九 知事は、法第四百四十四条の三十第一項の規定により、軽油引取税に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(軽油を返還した場合における措置)

第四百四条の二十 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第四百四十四条の三十一第一項の規定によりその引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油が返還された日から一月以内に次に掲げる事項を記載した軽油返還届を知事に提出しなければならない。

一 住所又は所在地及び氏名又は名称

二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名

三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量

四 販売契約の解除の理由及び解除のあつた年月日

五 返還に係る軽油の数量及び返還の年月日

六 その他参考となるべき事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第四百四十四条の三十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる事項を記載した軽油引取税還付申請書にその事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行つた後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第四百四条の二十一 免税取扱特別徴収義務者は、法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した軽油引取税免除申請書又は軽油引取税還付申請書を知事に提出しなければならない。

一 住所又は所在地及び氏名又は名称

二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名

三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合におけるその明細

四 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する申請書には、次条第二項の承認書又はこれに相当する他の都道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の知事の承認)

第四百条の二十二 免税軽油使用者は、法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、知事の承認を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 住所又は所在地及び氏名又は名称
  - 二 第四百条の十四第一項の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
  - 三 前号に掲げる軽油の数量のうち知事が交付した免税証に係るもの
  - 四 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由
  - 五 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
  - 六 第四号に掲げる軽油の引渡しを行つた軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称
  - 七 免税証の交付を申請することができなかつた理由
  - 八 その他参考となるべき事項
- 2 知事は、前項の承認をした場合は、承認書を同項の免税軽油使用者に交付するものとする。  
(製造等の承認を受ける義務等)

第四百条の二十三 元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第四百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の省令で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。

- 一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。
  - 三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。
  - 四 燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。
- 2 前項の場合において、知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。
- 3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行つた時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。
- 4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。
- 5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。
- 6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、



当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

(軽油引取税に係る更正、決定の通知及び不足金額の徴収)

第四百四条の二十四 知事は、法第四百四十四条の四十四の規定により軽油引取税の更正及び決定をした場合においては、これを特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知をした場合において、不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。)があるときは、当該通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収する。

(軽油引取税の減免)

第四百四条の二十五 知事は、天災その他特別の事情により必要があると認める納税者に対しては、軽油引取税を減免することができる。

2 前項の規定によつて軽油引取税の減免を受けようとする者は、第四百四条の十二の規定によつて当該軽油引取税に係る申告書を提出すべき期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称

二 減免を受けようとする軽油引取税の年度、課税標準量及び税額

三 減免を必要とする理由

四 その他参考となるべき事項

第四百五条第一項中「(昭和二十六年法律第八十五号)」を削る。

第四百六条第一項第六号中「身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの(以下この号及び第三百三十五条の二第二項において「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの(以下この号及び第三百三十五条の二第二項において「知的障害者等」という。)」及び「身体障害者若しくは知的障害者等(以下この号及び第三百三十五条の二第二項において「身体障害者等」という。)」を「身体障害者等」に改め、同条第二項中「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削る。

第四百七条第二項中「。第四百十条第一項第四号において同じ」を削る。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第三百二十四条から第六十条まで 削除

附則第六条の三第一項第三号中「、第四十一条の三の二」を削る。

附則第十条第三項第三号中「附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三条の二第一項後段」を「第三十三条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段」に、「附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」」を「附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」」に、「とする」を「と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十条の二第一項及び第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十一条の二第四項第三号中「附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三条の二第一項後段」を「第三十三条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段」に、「附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」」を「附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」」に、「とする」を「と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十一条の四第二項第三号中「附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三条の二第一項後段」を「第三十三条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項後段」に、「附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」」を「附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」」に、「とする」を「と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十二条第三項第三号中「附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三条の二第一項後段」を「第三十三条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段」に、「附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」」を「附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」」に、「とする」を「と、

附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とするに改め、同条第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第一項及び第十七条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の三第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十九条から第二十二條までを削り、附則第十八条を附則第二十二條とする。

附則第十七条の六第二項中「附則第十七条の六第一項」を「附則第二十一条の四第一項」に改め、同条第四項中「(昭和五十四年法律第四十九号)」を削り、「政令」を「総務省令」に、「総務省令」を「省令」に改め、同条第五項中「総務省令」を「省令」に改め、同条を附則第二十一条の四とし、附則第十七条の五の次に次の六条を加える。

(自動車取得税の税率の特例)

第十八条 自家用の自動車(第九十条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 第八項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は附則第二十条第一項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条及び附則第二十条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第十二条の二の二第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第十二条の二の二第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

1 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が三・五トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとし

て定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第二十条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を動議して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条及び附則第二十条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

## 二 附則第二十条第二項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行為されたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行為されたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得

を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車バス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七）を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車（初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項又は附則第二十条第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の

一 (当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一) を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一 (当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五) をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

一 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で省令で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの

(自動車取得税の免税点の特例)

第十九条 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第九十五条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第二十条 第一種省エネルギー自動車 (エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの (次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。) の四分の一を超えないもので省令で定めるものをいう。) で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得 (附則第十八条第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

2 第二種省エネルギー自動車 (エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるものをいう。) で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得 (附則第十八条第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

3 前二項の規定は、第九十七条第一項、第二項又は第三項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の他の省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第二十一条 当分の間、第百三条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第二十一条の二 平成二十四年三月三十一日までに行われる法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる軽油の引取りに対しては、第百三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二十一第一項(法第一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事の免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項(法第一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

2 第四百四条の十三から第四百四条の十七まで、第四百四条の二十一及び第四百四条の二十二の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第四百四条の十三第一項中「第四百四条の四」とあるのは「附則第二十一条の二第一項」と、「同条に規定する」とあるのは「法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、同条第二項中「第四百四条の四に規定する」とあるのは「法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、第四百四条の十四第一項後段及び第四百四条の十六中「法」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において準用する法」と、第四百四条の二十一第一項及び第四百四条の二十二第一項中「法」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における第四百四条、第四百四条の八、第四百四条の十及び第四百四条の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四条第一項第三号及び 第四号	第四百四条の四	第四百四条の四又は法附則第十二条の二の四第一項
第四百四条第一項第四号	同条	これらの規定
第四百四条の八	第四百四条	第四百四条(附則第二十一条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第四百四条の十第一項及び第	又は第四百四条の四	若しくは第四百四条の四又は附則第二十一条の

三項		二第二項
第百四条の十二第一項第六号	第百四条第一項第三号又は第四号	第百四条第一項第三号又は第四号（附則第二十一条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

（軽油引取税の税率の特例）

第二十一条の三 平成三十年三月三十一日までに第百三条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百四条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第百三条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第百四条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 3 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 4 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第百三条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新条例第百四条第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第百三条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。
- 5 施行日前にこの条例による改正前の岡山県税条例（以下「旧条例」という。）第百四十条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第百四十一条第一



項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第四百四十条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の際現にされている旧条例第四百四十三条の二第一項の規定による仮特約業者の指定の申請は、新条例第四百四条の五第一項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第四百四十三条の二第一項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、新条例第四百四条の五第一項の規定による仮特約業者の指定とみなす。
- 8 この条例の施行の際現にされている旧条例第四百四十三条の三第一項の規定による特約業者の指定の申請は、新条例第四百四条の六第一項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第四百四十三条の三第一項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、新条例第四百四条の六第一項の規定による特約業者の指定とみなす。
- 10 この条例の施行の際現にされている旧条例第四百四十八条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第四百四条の十一第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。
- 11 この条例の施行の際現に旧条例第四百四十八条第三項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第四百四条の十一第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。
- 12 この条例の施行の際現にされている旧条例第四百四十八条第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第四百四条の十一第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。
- 13 この条例の施行の際現に旧条例第四百四十八条第三項の規定により交付を受けている証票は、新条例第四百四条の十一第三項の規定により交付を受けた証票とみなす。
- 14 この条例の施行の際現にされている旧条例第四百五十一条第一項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第四百四条の四に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあつては新条例第四百四条の十四第一項の規定による免税証の交付の申請と、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（以下「新法」という。）附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあつては新条例附則第二十一条の二第二項において準用する新条例第四百四条の十四第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。
- 15 この条例の施行の際現に旧条例第四百五十一条第四項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第四百四条の四に規定する用途に係る免税証にあつては新条例第四百四条の十四第四項の規定により交付を受けた免税証と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあつては新条例附則第二十一条の二第二項において読み替えて準用する新条例第四百四条の十四第四項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

16 この条例の施行の際現に旧条例第百五十条第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第百四条の四に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例第百四条の十三第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例附則第二十一条の二第二項において読み替えて準用する新条例第百四条の十三第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

17 この条例の施行の際現に旧条例第百五十九条第一項の規定により知事の承認を受けている者に係る同項の規定による知事の承認は、新条例第百四条の二十三第一項の規定による知事の承認とみなす。

18 この条例の施行の際現に旧条例第百五十九条第四項の規定により交付を受けている製造等承認証は、新条例第百四条の二十三第四項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。

(関係条例の一部改正)

19 岡山県行政機関条例(昭和三十二年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

20 証紙代金収納計器による自動車税及び自動車取得税の徴収に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例

第一条中「第百九条の二第三項及び第百三十九条の三第一項」を「第九十八条第一項及び第百九条の二第三項」に、「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第二条中「自動車税額又は自動車取得税額」を「自動車取得税額又は自動車税額」に改める。

第三条中「自動車税額又は自動車取得税額」を「自動車取得税額又は自動車税額」に、「支払い」を「支払」に改める。

第七条及び第八条中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

21 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例(平成十三年岡山県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第百三十九条の二第一項」を「第九十七条第一項」に改める。

22 岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「自動車税、鉦区税並びに自動車取得税」を「自動車取得税、自動車税並びに鉦区税」に改める。

第一項若しくは第二項の軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百四十一条第一項各号の軽油の消費若しくは譲渡が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第百四十四条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、二万四千三百円とする。

2

平成五年十二月一日から平成三十年三月三十一日までの間に第百四十一条若しくは第二項の軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百四十一条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第百四十四条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの  
三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車であつて、総務省令で定めるものうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

(自動車取得税の免税点の特例)

第二十條 平成二年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第三百三十八條の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第二十條の二 附則第十七條の六第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得(附則第十九條第二項から第四項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第三百三十六條第一項の規定の適用については、当該取得が地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)の施行の日(平成二十二年三月三十一日)までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

2 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得(附則第十九條第二項から第四項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第三百三十六條第一項の規定の適用については、当該取得が地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)の施行の日(平成二十二年三月三十一日)までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

3 前二項の規定は、第三百三十九條の二第一項、第二項又は第三項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第二十一條 当分の間、第四百十條第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八條の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の税率の特例)

第二十二條 昭和五十四年六月一日から平成五年十一月三十日までの間に第四百十條

た場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該特定自動車はバス、トラックその他の省令で定めるものである場合にあっては百分の二・七を、当該特定自動車は乗用車その他の省令で定めるものである場合にあっては百分の一・八（当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の二）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ 附則第十七条の六第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の二十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

5]

次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第二項から前項まで又は附則第二十条の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたと

きに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(自動車取得税の特例)

第十九條 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第三條にいう軽自動車をいう)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三十七條の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 電気を動力源とする自動車で省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三十七條及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

3 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三十七條及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一條の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で省令で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一條の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

4 次に掲げる特定自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二條第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三十七條及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとし

のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で省令で定めるもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので省令で定めるものに対する第七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

5 次に掲げる自動車に対する第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十一年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十二年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 略

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので省令で定めるものに対する第七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

5 次に掲げる自動車に対する第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十一年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十二年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 略

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

第四百四条第一項第三号及び第四号	第四百四条の四	第四百四条の四又は法附則第十二条の二の四第一項
第四百四条第一項第四号	同条	これらの規定
第四百四条の八	第四百四条	第四百四条(附則第二十一条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第四百四条の十第一項及び第三項	又は第四百四条の四	若しくは第四百四条の四又は附則第二十一条の二第一項
第四百四条の十二第一項第六号	第四百四条第一項第三号又は第四号	第四百四条第一項第三号又は第四号(附則第二十一条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

(軽油引取税の税率の特例)

第二十一条の三 平成三十年三月三十一日までに第三百三条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百四条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第三百三条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第四百四条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

(自動車税の税率の特例)

第二十一条の四 1略  
2 前項の規定の適用がある場合における第七十七条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項(附則第二十一条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項(附則第二十一条の四第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

3 略

4 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車

(自動車税の税率の特例)

第十七条の六 1略  
2 前項の規定の適用がある場合における第七十七条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項(附則第十七条の六第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項(附則第十七条の六第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

3 略

4 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を



定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

2| 第二種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(附則第十八条第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

3| 前二項の規定は、第九十七条第一項、第二項又は第三項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第二十一条 当分の間、第三十三条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第二十一条の二 平成二十四年三月三十一日までに行われる法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる軽油の引取りに対しては、第三十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二十一第一項(法第一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事の免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項(法第一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

2| 第四百四条の十三から第四百四条の十七まで、第四百四条の二十一及び第四百四条の二十二の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第四百四条の十三第一項中「第四百四条の四」とあるのは「附則第二十一条の二第二項」と、「同条に規定する」とあるのは「法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、同条第二項中「第四百四条の四に規定する」とあるのは「法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、第四百四条の十四第一項後段及び第四百四条の十六中「法」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において準用する法」と、第四百四条の二十一第一項及び第四百四条の二十二第一項中「法」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法」と読み替えるものとする。

3| 前二項の場合における第四百四条、第四百四条の八、第四百四条の十及び第四百四条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 | 次に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項又は附則第二十条第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で省令で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの

（自動車取得税の免税点の特例）

第十九条 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第十九十五条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第二十条 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（附則第十八条第四項から第七項までの規

た排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七）を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

る率に四分の一を乗じて得た率とする。

3| 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第十二条の二の二第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車）をいう。第八項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの。

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第二十条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条及び附則第二十条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

4| 二 電気自動車（電気を動力源とする自動車）で省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5| 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められ

ける場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一・二略

2 略

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十七条の三 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されるものをいう)をいう)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十八条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 略

3 平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、第六十九条

条の二第一項に規定する被収用不動産等を収用され、若しくは譲渡した場合、前条第一項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第六十九条の二第一項又は前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十七条の三第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十七条の三第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

(自動車取得税の特例)

第十八条 家用の自動車(第九十条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 第八項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は附則第二十条第一項に規定

する第一種省エネルギー自動車(道路運送車両法第七條の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る)をいう。以下この条及び附則第二十条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第十二条の二の二第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定め

ける場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一・二略

2 略

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十七条の三 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されるものをいう)をいう)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十八条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 略

3 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、第六十九

条の二第一項に規定する被収用不動産等を収用され、若しくは譲渡した場合、前条第一項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第六十九条の二第一項又は前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十七条の三第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十七条の三第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

は「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六條第一項及び附則第六條の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十二條第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、附則第六條の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二條第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十五條 平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十九條の規定にかかわらず、百分の三とする。

## 2 略

2 (心身障害者を多数雇用する事業所の取得に対して課する不動産取得税の減額等) 第十七條 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十九條第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が平成元年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略 (入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に係る土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等) 第十七條の二 知事は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二條第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用権者が同法第十二條又は第二十三條第一項の規定により令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一條第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲

は「所得割の額及び附則第十二條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六條第一項及び附則第六條の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三條の二第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二條第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六條の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二條第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十二條第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十五條 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十九條の規定にかかわらず、百分の三とする。

## 2 略

2 (心身障害者を多数雇用する事業所の取得に対して課する不動産取得税の減額等) 第十七條 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十九條第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が平成元年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略 (入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に係る土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等) 第十七條の二 知事は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二條第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用権者が同法第十二條又は第二十三條第一項の規定により令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一條第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲



は「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年度から平成二十六年まで各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び附則第十一条第三項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び附則第十一条第三項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二略

2 前項の規定は、昭和六十三年度から平成二十六年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のため譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 7略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二 1 3略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

は「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三條の二第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び附則第十一条第三項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び附則第十一条第三項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二略

2 前項の規定は、昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のため譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 7略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二 1 3略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。



附則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第六条の三 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一・二略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2 5略

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条 1・2略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二略

三 第三十三条から第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び附則第六条の四第一項の規定の適用については、第三十三条、第三十三条の二第二項前段、第三十三条の三及び第三十三条の四中「所得割の額」とあるの

2 前項の通知をした場合において、不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。)があるときは、当該通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収する。

(軽油引取税の減免)

第六十条の二 知事は、天災その他特別の事情により必要があると認める納税者に對しては、軽油引取税を減免することができる。

2 前項の規定によつて軽油引取税の減免を受けようとする者は、第四百九十九条の規定によつて当該軽油引取税に係る申告書を提出すべき期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称

二 減免を受けようとする軽油引取税の年度、課税標準量及び税額

三 減免を必要とする理由

四 その他参考となるべき事項

附則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第六条の三 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一・二略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の三の二、第四十一条の十八、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2 5略

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条 1・2略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二略

三 第三十三条から第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び附則第六条の四第一項の規定の適用については、第三十三条、第三十三条の二第二項前段、第三十三条の三及び第三十三条の四中「所得割の額」とあるの

- 五 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
  - 六 第四号に掲げる軽油の引渡を行った軽油の販売業者の事務所又は事業所在地及び氏名又は名称
  - 七 免税証の交付を申請することができなかつた理由
  - 八 その他参考となるべき事項
  - 2 知事は、前項の承認をした場合は、承認書を同項の免税軽油使用者に交付するものとする。  
(製造等の承認を受ける義務等)
- 第百五十九条 元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第七百条の六の二第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の省令で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。
- 一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。
  - 三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。
  - 四 燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。
- 2 前項の場合において、知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。
  - 3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。
  - 4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。
  - 5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならぬ。
  - 6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。
  - 7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。
  - 8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。
- （軽油引取税に係る更正、決定の通知及び不足金額の徴収）
- 第百六十条 知事は、法第七百条の三十の規定により軽油引取税の更正及び決定をした場合においては、この旨を特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

第二百五十六条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第七百条の二十二第一項の規定によりその引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油が返還された日から一月以内に次に掲げる事項を記載した軽油返還届を知事に提出しなければならない。

一 住所又は所在地及び氏名又は名称  
二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量

四 販売契約の解除の理由及び解除のあつた年月日  
五 返還に係る軽油の数量及び返還の年月日  
六 その他参考となるべき事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第七百条の二十二第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる事項を記載した軽油引取税還付申請書にその事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第二百五十七条 免税取扱特別徴収義務者は、法第七百条の二十二第四項又は第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した軽油引取税免除申請書又は軽油引取税還付申請書を知事に提出しなければならない。

一 住所又は所在地及び氏名又は名称  
二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合におけるその明細  
四 その他参考となるべき事項

2 前項の申請書には、次条第二項の承認書又はこれに相当する他の都道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(法第七百条の二十二第四項又は第五項の知事の承認)

第二百五十八条 免税軽油使用者は、法第七百条の二十二第四項又は第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の還付を受けようとする場合においては、次の各号に掲げる事項について知事に申請してその承認を求めなければならない。

一 住所及び氏名又は名称  
二 法第五十一条第一項の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量

三 前号に掲げる軽油数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量  
四 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由

第五百三十三條 県内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する免税軽油使用者が法第七百条の十五第一項ただし書の規定により他の都道府県知事に免税証の交付の申請をしようとするときは、省令で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第五百三十三條の二 免税軽油使用者証の交付を受けた者(法第七百条の十五第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項及び次項において同じ。)は、毎月末日までに、省令で定める免税軽油の引取り等に係る報告書を知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行った免税軽油をいう。)を保有していない場合は、この限りでない。

2| 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の満了の日の属する月の翌月の末日までに、同項に規定する報告書を提出するものとする。ただし、当該免税軽油使用者証を提示して当該期限までに新たに免税証の交付を受けた場合にあつては、その交付の日を期限とする。

3| 前項の場合において、当該報告書に係る報告の対象となる期間(以下この項において「報告対象期間」という。)は、当該報告書の直前に提出した当該免税軽油使用者証に係る報告書の報告対象期間の末日の翌日(当該免税軽油使用者証を提示して初めて免税証の交付を受けた者にあつては、その交付の日)から当該報告書を提出する日の前日までの間とする。

(軽油引取税の徴収猶予)

第五百三十四條 法第七百条の二十一第一項の規定により、徴収猶予を求めようとする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した軽油引取税徴収猶予申請書に徴収猶予を必要とする事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- 三 軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を納期限までに受け取ることができなかつた理由及びその受け取ることができなかつた金額
- 四 徴収猶予を受けようとする税額及び期間
- 五 提出する担保の種類及びその価格又は保証人の住所及び氏名
- 六 その他参考となるべき事項

(軽油引取税の徴収不能額等の還付の場合の充当)

第五百三十五條 知事は、法第七百条の二十一の二第一項の規定により、軽油引取税に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。  
(軽油を返還した場合における措置)

5 免税軽油使用者は、第一項の規定により、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備（以下「免税機械等」という。）について型式の変更又は数量の増加があつた場合その他の理由により、記載事項に移動があつた場合においては、遅滞なく、知事に申請して、当該免税軽油使用者証の書換を受けなければならない。免税機械等の滅失その他の理由により免税軽油の引取を必要としなくなつた場合においては、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

第百五十一条 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、そのつど、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して省令で定める軽油引取免税証交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、免税軽油使用者が、法第七百条の十五第一項ただし書の規定により免税証の交付を受けようとするときは、令第五十六条の九の規定（令第一条において準用する場合を含む。）による他の都道府県知事に提出した届出書の写を提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取を行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名捺印した省令で定める明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取を行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないとき認めるときその他令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取を行うものとする。ただし、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取を行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取を行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取を行うときは、当該免税証に記名捺印しなければならない。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年以内において知事が免税証に記入した期間とする。

8 前条第五項後段の規定は、免税証について準用する。

（免税証の受取義務）

第百五十二条 法第七百条の十五第四項に規定する免税取扱特別徴収義務者（第百五十七条第一項において「免税取扱特別徴収義務者」という。）は、免税証を提出して免税軽油の引取を行おうとする者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

（他の都道府県知事に対して免税証の交付を申請する際の届出）

き納税者（以下この節において「納税者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した省令で定める申告書を、当該各号に定める期限までに知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

一 第四百四十二条第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 毎月末日

二 第四百四十二条第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 毎月末日

三 第四百四十二条第五項に該当する自動車の保有者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 毎月末日

四 第四百四十二条第六項に該当する者にあつては、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日

五 第四百四十二条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、前月の初日から末日までの期間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 毎月末日

六 第四百四十二条第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 当該消費又は譲渡をした日から三十日を経過する日

七 第四百四十二条第一項第六号に掲げる者にあつては、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 当該軽油の輸入の時（軽油引取税に係る免税の手続等）

第四百五十二条 第四百四十三条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする法第七百条の六各号に掲げる者（以下「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、省令

で定める免税軽油使用者証を提出して、法第七百条の十五第二項の免税軽油使用者の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が法第七百条の六各号に掲げる用途のいずれにも該当しないときその他令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油

使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

4 免税軽油使用者証の有効期間は、二年とする。

に特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき軽油引取税特別徴収義務者登録申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

イ 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名

ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

ニ 事務所又は事業所の営業開始年月日

ホ その他参考となるべき事項

二 事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

イ 前号イからハまでに掲げる事項

ロ 特別徴収義務者として指定された年月日

ハ その他参考となるべき事項

三 引渡しに係る軽油の納入を行うこととなった場合

イ 第一号イに掲げる事項

ロ 軽油の納入地

ハ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地

ニ その他参考となるべき事項

3 知事は、第一項の登録の申請を受理したときは、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録し、その旨を当該特別徴収義務者に通知するとともに、当該特別徴収義務者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、省令で定める証券を交付するものとする。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の削除の申請があつたとき又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を削除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を削除することができる。

一 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。

二 県内において一年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われな

7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を削除したときは、遅滞なくその旨を当該消除に係る者に通知するものとする。

（軽油引取税の申告納付）

第四百四十九条 第四百四十五条第一項ただし書の規定により軽油引取税を申告納付すべ

第四百四十四条 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき一万五千元とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第四百四十五条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第四十条第三項から第六項まで又は第四百四十一条の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合においては、申告納付の方法による。

2 法第七百条の十六第四項又は第七百条の十九第五項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合には、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者等)

第四百四十六条 軽油の元売業者又は特約業者を軽油引取税の特別徴収義務者に指定する。

2 知事において必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、軽油引取税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定するものとする。

3 前二項の特別徴収義務者は、軽油の引取を行う者があつたときに軽油引取税を徴収しなければならない。

4 第一項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の申告納入)

第四百四十七条 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(当該数量にリットル位以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の数量。以下「課税標準量」という。)及び税額並びに第四百四十二条又は第四百四十三条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては、当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量をそれぞれ控除した数量とする。この場合において、控除すべき数量にリットル位以下第三位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 第一項の場合において、第四百四十二条又は第四百四十三条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、省令で定めるところにより、次条第四項に規定する登録特別徴収義務者は、知事が交付した、免税証その他当該数量を証するに足りる書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第四百四十八条 第四百四十六条第一項又は第二項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合にはその五日前までに、事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の五日後までに、その引渡しに係る軽油の納入を行うこととなつた場合にはその納入の日の属する月の翌月の末日まで



認を受けないで製造された軽油について、第四百四十条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第七百条の三第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（軽油引取税の課税免除）

第四百二十二条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百七十七条第三項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第四百四十三条 法第七百条の六各号に掲げる軽油の引取に対しては、法第七百条の十五の規定（法第一条第二項において準用する場合を含む。）による都道府県知事の免税証の交付があつた場合及び法第七百条の二十二第四項及び第五項の規定（法第一条第二項において準用する場合を含む。）による都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

（仮特約業者の指定等）

第四百四十三条の二 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（その経営の基礎その他の事項を勘案して令で定める要件に該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定する。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、仮特約業者が第一項の令で定める要件に該当することとなつたときその他令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

（特約業者の指定等）

第四百四十三条の三 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定する。

2 知事は、特約業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

（軽油引取税の税率）

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第四百四十九条第四号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、当該軽油を所有している者で当該軽油を直接管理する事務所又は事業所を有するものに課する。

（軽油引取税のみならず課税）

第四百四十一条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

三 法第七百条の六各号に掲げる軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 法第七百条の六各号に掲げる軽油の引取りを行つた者が当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができる）と認められる炭化水素油で令第五十六条の二の二に規定する炭化水素油を除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合において、あらかじめ当該軽油の使用量並びに当該炭化水素油の種類及びその数量その他知事において必要があると認める事項を記載した届を知事に提出しなければならぬ。ただし、当該炭化水素油の製造が緊急を要する場合においては、事後に届出をすることができる。

4 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、令第五十六条の二の三第一項の規定によりあらかじめ当該軽油に係る免税証を交付した知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第四百四十一条の二 第四百四十九条第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承

第四百十條 輕油引取税は、特約業者又は元売業者からの輕油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る輕油の現実の納入を伴うものに対し、その數量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2| 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの輕油の引取りを行う者が当該引取りに係る輕油の現実の納入を受けない場合に当該輕油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る輕油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3| 輕油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下同じ。）で輕油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第五百五十九条第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に輕油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき輕油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている輕油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の數量を控除した數量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4| 輕油引取税は、前三項に規定する場合のほか、石油製品販売業者が輕油に輕油以外の炭化水素油を混和し、若しくは輕油以外の炭化水素油と輕油以外の炭化水素油を混和して製造された輕油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第五百五十九条第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る輕油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に輕油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき輕油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている輕油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の數量を控除した數量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5| 輕油引取税は、前各項の規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第五百五十九条第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に輕油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき輕油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている輕油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の數量を控除した數量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

から六月以内に譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の規定により免除を受けようとする者は、同項に規定する事実の発生の日から十五日以内に、自動車の登録番号(車両番号を含む。以下この節において同じ)、返還年月日その他必要な事項を記載した自動車取得税免除申請書を知事に提出しなければならぬ。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の還付)

第百三十九条の五 知事は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前条第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

2 前項の還付の申請をする者は、同項に規定する事実の発生の日から十五日以内に、自動車の登録番号、税額その他必要な事項を記載した自動車取得税還付申請書を知事に提出しなければならぬ。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第百三十九条の六 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により当該自動車の取得に対する自動車取得税額がすでに納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の還付又は免除の申請をする者は、同項に規定する事実の発生の日から十五日以内に、自動車の登録番号、税額その他必要な事項を記載した自動車取得税還付申請書又は自動車取得税免除申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の減免)

第百三十九条の七 知事は、天災その他特別の事情により必要があると認める者その他特別の事情により必要があると認める者に対しては、自動車取得税を減免することができぬ。

2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、第百三十九条の二第一項の規定による当該自動車取得税に係る申告書の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- 二 減免を受けようとする自動車取得税の課税標準額及び税額
- 三 自動車の登録年月日及び登録番号
- 四 自動車の車名、型式及び車台番号
- 五 減免を必要とする理由
- 六 その他参考となるべき事項

#### 第二節 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

において、自動車の取得が第三百三十四条第一項又は第三百三十五条第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査検査対象軽自動車に係るものに限る。又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は省令で定める日

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 | 前項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第六百九十九条の十八第四項の規定による決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告納付することができる。

3 | 前二項若しくは本項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第六百九十九条の十八の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

4 | 自動車の取得をした者は、第一項の規定の適用がある場合を除き、同項各号の自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令で定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項後段の規定に該当する自動車の取得にあつては、同項後段の書類の写しを当該報告書に添付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)  
第三百三十九条の三 自動車取得税の納税義務者は、前条の規定によつて自動車取得税額を納付する場合（法第六百九十九条の二十の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器により表示を受けることによつてしなければならない。

2 | 前項の規定による証紙代金収納計器により表示を受ける金額に相当する現金の納付を受けたときは、知事は、前項の申告書又は修正申告書に納税済印を押すことによつて、証紙代金収納計器による表示に代えることができる。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除)  
第三百三十九条の四 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした

場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日

(自動車取得税の課税免除)

第三百三十五条の二 医療法第三十一条の規定により厚生労働大臣が定める者が、その業務の用に供する自動車のうち、次の各号のいずれかに該当する自動車を取得した場合における当該自動車の取得に対しては、自動車取得税の課税を免除する。

- 一 救急自動車
- 二 患者の輸送の用に供する自動車
- 三 血液事業の用に供する自動車
- 四 巡回診療又は成人病検診の用に供する自動車

2 身体障害者等が運転する自動車又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車である場合又は知的障害者等がある場合又は、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。)に係る当該自動車の取得に対しては、自動車取得税の課税を免除する。

3 第三百六条第四項及び第五項の規定は、前項に掲げる自動車の取得を行った場合について準用する。

(自動車取得税の課税標準)

第三百三十六条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次の各号に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

- 一 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で令で定めるもの
- 二 代物弁済に係る納付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担附贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた民法第一千二条の負担附遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得
- 三 第三百三十五条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第三百三十七条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第三百三十八条 取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第三百三十九条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第三百三十九条の二 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令で定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合

2 ローター・エンジンを原動機とする乗用車及びキャンピング車に係る自動車税の税率については、作動室の単室容積（最大容積から最小容積を控除した容積をいう。）にローター数に乗じて得た容積に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして前項第一号又は第五号ロ(4)の規定を適用する。

3 10略

第一節及び第二節 削除

第三百三十四條から第六十條まで 削除

2 ローター・エンジンを原動機とする乗用車及びキャンピング車に係る自動車税の税率については、作動室の単室容積（最大容積から最小容積を控除した容積をいう。）にローター数に乗じて得た容積に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして前項第一号又は第五号ロ(4)の規定を適用する。

3 10略

第一節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法第二條第二項に規定する自動車(自動車に付加して一体となつてゐる物として令で定めるものを含む。)をいい、同法第三條の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同條の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他令で定める自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前條第二項の令で定める自動車の取得をした者(以下本條において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第二條第五項に規定する運行をいう。以下本條において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等が、当該自動車について、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第七條の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七條の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。ただし、当該自動車について、他の都道府県においてすでに自動車取得税が課されているときは、この限りでない。

は税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。)があるときは、当該通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収する。

(軽油引取税の減免)

第四百四十五条 知事は、天災その他特別の事情により必要があると認める納税者に対しては、軽油引取税を減免することができる。

2 前項の規定によつて軽油引取税の減免を受けようとする者は、第四百四十二条の規定によつて当該軽油引取税に係る申告書を提出すべき期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- 二 減免を受けようとする軽油引取税の年度、課税標準量及び税額
- 三 減免を必要とする理由
- 四 その他参考となるべき事項

(自動車税の納税義務者等)

第四百五条 自動車税は、自動車(軽自動車税の課税客体である自動車及び道路運送車両法第三条の大型特殊自動車を除く。以下自動車税について同じ。)に対し、その所有者(所有者が法第四百四十六条第一項の規定によつて自動車税を課することのできない者である場合は、その使用者)に課する。

2 略

第四百六条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税の課税を免除する。

一 五略

六 身体障害者等が所有する自動車(身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は知的障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者等が運転するもの又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもの

2 医療法第三十一条の規定により厚生労働大臣が定める者、社会福祉法人(社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。)又は公益社団法人若しくは公益財団法人が所有する自動車で、その業務の用に供するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税の課税を免除する。

一 四略

3 7略

(自動車税の税率)

第四百七条 1略

は税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。)があるときは、当該通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収する。

(軽油引取税の減免)

第四百四十五条 知事は、天災その他特別の事情により必要があると認める納税者に対しては、軽油引取税を減免することができる。

2 前項の規定によつて軽油引取税の減免を受けようとする者は、第四百四十二条の規定によつて当該軽油引取税に係る申告書を提出すべき期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- 二 減免を受けようとする軽油引取税の年度、課税標準量及び税額
- 三 減免を必要とする理由
- 四 その他参考となるべき事項

(自動車税の納税義務者等)

第四百五条 自動車税は、自動車(軽自動車税の課税客体である自動車及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三条の大型特殊自動車を除く。以下自動車税について同じ。)に対し、その所有者(所有者が法第四百四十六条第一項の規定によつて自動車税を課することのできない者である場合は、その使用者)に課する。

2 略

第四百六条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税の課税を免除する。

一 五略

六 身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの(以下この号及び第百三十五条の二第二項において「知的障害者等」という。)が所有する自動車(身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は知的障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者若しくは知的障害者等(以下この号及び第百三十五条の二第二項において「身体障害者等」という。)が運転するもの又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもの

2 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条の規定により厚生労働大臣が定める者、社会福祉法人(社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。)又は公益社団法人若しくは公益財団法人が所有する自動車で、その業務の用に供するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税の課税を免除する。

一 四略

3 7略

(自動車税の税率)

第四百七条 1略



在地及び氏名又は名称

七 免税証の交付を申請することができなかつた理由

八 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の承認をした場合は、承認書を同項の免税軽油使用者に交付するものとする。

(製造等の承認を受ける義務等)

第百四条の二十三 元売業者(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の省令で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

四 燃料炭化水素油(この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行つた時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

(軽油引取税に係る更正、決定の通知及び不足金額の徴収)

第百四条の二十四 知事は、法第百四十四条の四十四の規定により軽油引取税の更正及び決定をした場合においては、これを特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知をした場合において、不足金額(更正による納入金若しく

規定によりその引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油が返還された日から一月以内に次に掲げる事項を記載した軽油返還届を知事に提出しなければならない。

- 一 住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- 三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量

四 販売契約の解除の理由及び解除のあつた年月日

- 五 返還に係る軽油の数量及び返還の年月日
- 六 その他参考となるべき事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる事項を記載した軽油引取税還付申請書にその事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第百四十四条の二十一 免税取扱特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した軽油引取税免除申請書又は軽油引取税還付申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- 三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合におけるその明細
- 四 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する申請書には、次条第二項の承認書又はこれに相当する他の都道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の知事の承認)

第百四十四条の二十二 免税軽油使用者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、知事の承認を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 第百四十四条の十四第一項の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量

三 前号に掲げる軽油の数量のうち知事が交付した免税証に係るもの

四 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由

五 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量

六 第四号に掲げる軽油の引渡しを行った軽油の販売業者の事務所又は事業所の所

税証の交付の申請をしようとするときは、省令で定める届出書を知事に提出しなければならぬ。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第百四十四条の十七 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第百四十四条の十三第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあっては、それぞれの者。以下この項及び次項において同じ。)は、毎月末日までに、省令で定める免税軽油の引取り等に係る報告書を知事に提出しなければならぬ。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行った免税軽油をいう。)を保有していない場合は、この限りでない。

2 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の満了の日の属する月の翌月の末日までに、同項に規定する報告書を提出するものとする。ただし、当該免税軽油使用者証を提示して当該期限までに新たに免税証の交付を受けた場合にあっては、その交付の日を期限とする。

3 前項の場合において、当該報告書に係る報告の対象となる期間(以下この項において「報告対象期間」という。)は、当該報告書の直前に提出した当該免税軽油使用者証に係る報告書の報告対象期間の末日の翌日(当該免税軽油使用者証を提示して初めて免税証の交付を受けた者にあつては、その交付の日)から当該報告書を提出する日の前日までの間とする。

(軽油引取税の徴収猶予)

第百四十四条の十八 法第百四十四条の二十九第一項の規定により、徴収猶予を求めようとする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した軽油引取税徴収猶予申請書に徴収猶予を必要とする事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならぬ。

- 一 住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- 三 軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を納期限までに受け取ることができなかつた理由及びその受け取ることができなかつた金額
- 四 徴収猶予を受けようとする税額及び期間
- 五 提出する担保の種類及びその価格又は保証人の住所及び氏名
- 六 その他参考となるべき事項

(軽油引取税の徴収不能額等の還付の場合の充当)

第百四十四条の十九 知事は、法第百四十四条の三十第一項の規定により、軽油引取税に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(軽油を返還した場合における措置)

第百四十四条の二十 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第一項の

いて、免税軽油の引取りを必要としなくなつたとき、又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならぬ。

第百四条の十四 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条第一項の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して省令で定める軽油引取税免税証交付申請書を知事に提出しなければならぬ。この場合において、免税軽油使用者が、法第百四十四条の二十一第一項ただし書の規定により免税証の交付を受けようとするときは、令第四十三条の第十五第三項（令第一条において準用する場合を含む。）の規定による他の都道府県知事に提出した届出書の写しを提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項に規定する申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した省令で定める明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所の所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならぬ。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年以内において知事が免税証に記入した期間とする。

8 前条第六項の規定は、免税証について準用する。

（免税証の受取義務）  
第百四条の十五 法第百四十四条の二十一第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者（第百四条の二十一第一項において「免税取扱特別徴収義務者」という。）は、免税証を提出して免税軽油の引取りを行おうとする者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

（他の都道府県知事に対して免税証の交付を申請する際の届出）  
第百四条の十六 県内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する免税軽油使用者が法第百四十四条の二十一第一項ただし書の規定により他の都道府県知事に免

- 項 までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項
  - 三 第三百三条第五項に該当する自動車の保有者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項  
毎月末日
  - 四 第三百三条第六項に該当する者にあつては、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項  
その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日
  - 五 第四百四条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項  
毎月末日
  - 六 第四百四条第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項  
当該消費又は譲渡をした日から三十日を経過する日
  - 七 第四百四条第一項第六号に掲げる者にあつては、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項  
当該軽油の輸入の時  
(軽油引取税に係る免税の手続等)
- 第四百四条の十三 第四百四条の四の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、省令で定める免税軽油使用者証交付申請書を知事に提出して、第四百四十四条の二十一第二項の免税軽油使用者証（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。
- 2 知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第四百四条の四に規定する用途に該当しないときその他令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。
  - 3 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証（免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。）の返納を命ずることができる。
  - 4 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から起算して三年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに知事が定める期間とする。
  - 5 免税軽油使用者は、第一項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。
  - 6 免税軽油使用者は、第一項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けた後にお

- ロ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名
  - ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
  - ニ 事務所又は事業所の営業開始年月日
  - ホ その他参考となるべき事項
  - 二 事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合
    - イ 前号イからハまでに掲げる事項
    - ロ 特別徴収義務者として指定された年月日
    - ハ その他参考となるべき事項
  - 三 引渡しに係る軽油の納入を行うこととなつた場合
    - イ 第一号イに掲げる事項
    - ロ 軽油の納入地
    - ハ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地
    - ニ その他参考となるべき事項
  - 3 知事は、第一項の登録の申請を受理したときは、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録し、その旨を当該特別徴収義務者に通知するとともに、当該特別徴収義務者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、省令で定める証票を交付するものとする。
    - 4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならぬ。
    - 5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。
    - 6 知事は、登録特別徴収義務者が次のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。
      - 一 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。
      - 二 県内において一年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われなかつたこと。
    - 7 知事は、前二項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なくその旨を当該消除に係る者に通知するものとする。
- (軽油引取税の申告納付)
- 第百四条の十二 第百四条の八第一項ただし書の規定により軽油引取税を申告納付すべき納税者（以下この節において「納税者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した省令で定める申告書を、当該各号に定める期限までに知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。
- 一 第百三条第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項 毎月末日
  - 二 第百三条第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、前月の初日から末日

(軽油引取税の特別徴収義務者等)

第四百九条の九 軽油の元売業者又は特約業者を軽油引取税の特別徴収義務者に指定する。

2 知事において必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、軽油引取税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定するものとする。

3 前二項の特別徴収義務者は、軽油の引取りを行う者があつたときに軽油引取税を徴収しなければならない。

4 第一項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の申告納入)

第四百九条の十 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(当該数量にリットル位以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の数量。以下この節において「課税標準量」という。)及び税額並びに第四百九条の三又は第四百九条の四の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量をそれぞれ控除した数量とする。この場合において、控除すべき数量にリットル位以下第三位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 第一項の場合において、第四百九条の三又は第四百九条の四の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、省令で定めるところにより、次条第四項に規定する登録特別徴収義務者は、知事が交付した第四百九条の十三第三項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第四百九条の十一 第四百九条の九第一項又は第二項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合にはその五日前までに、事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の五日後までに、その引渡しに係る軽油の納入を行うこととなつた場合にはその納入の日の属する月の翌月の末日までに特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき軽油引取税特別徴収義務者登録申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

イ 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地

關係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（軽油引取税の課税免除）

第百四条の三 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百四条の十第三項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第百四条の四 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、法第百四十四条の二十一第一項（法第一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事の免税証の交付があつた場合又は法第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項（法第一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

（仮特約業者の指定等）

第百四条の五 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（その経営の基礎その他の事項を勘案して令で定める要件に該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定する。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、仮特約業者が第一項の令で定める要件に該当することとなつたときその他令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

（特約業者の指定等）

第百四条の六 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定する。

2 知事は、特約業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

（軽油引取税の税率）

第百四条の七 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき一万五千円とする。

（軽油引取税の徴収の方法）

第百四条の八 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第百三条第三項から第六項まで又は第百四条の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合においては、申告納付の方法による。

2 法第百四十四条の二十二第四項又は第百四十四条の二十五第五項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合には、普通徴収の方法による。



(軽油引取税のみならず課税)

第四百四条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

三 第四百四条の四に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 第四百四条の四に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 | 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができる）と認められる炭化水素油で令第四十三条の三に規定する炭化水素油を除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 | 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合においては、あらかじめ当該軽油の使用量並びに当該炭化水素油の種類及びその数量その他知事において必要があると認める事項を記載した届を知事に提出しなければならぬ。ただし、当該炭化水素油の製造が緊急を要する場合においては、事後に届出をすることができる。

4 | 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、令第四十三条の四第一項の規定によりあらかじめ当該軽油に係る第四百四条の十三第三項に規定する免税証を交付した知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第四百四条の二 第四百四条の二十三第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第三百三条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 | 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第四百四条の二第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第四百四条の二十三第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第四百四条の二十三第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第四百四条の二十三第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第四百四条の十二第四号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

第百条 知事は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前条第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

2 前項の申請をする者は、同項に規定する事実の発生の日から十五日以内に、自動車の登録番号、税額その他必要な事項を記載した自動車取得税還付申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第百一条 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の申請をする者は、同項に規定する事実の発生の日から十五日以内に、自動車の登録番号、税額その他必要な事項を記載した自動車取得税還付申請書又は自動車取得税免除申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の減免)

第百二条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車取得税の減免の必要があると認める者その他特別の事情がある者に対しては、自動車取得税を減免することができる。

2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、第九十七条第一項の規定による当該自動車取得税に係る申告書の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称

二 減免を受けようとする自動車取得税の課税標準額及び税額

三 自動車の登録年月日及び登録番号

四 自動車の車名、型式及び車台番号

五 減免を必要とする理由

六 その他参考となるべき事項

第七節の二 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

第百三条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

- 三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は省令で定める日
- 四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 前項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第二百二十九条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告納付することができる。

3 前二項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第二百二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

4 自動車の取得をした者は、第一項の規定の適用がある場合を除き、同項各号の自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令で定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項後段の規定に該当する自動車の取得にあつては、同項後段の書類の写しを当該報告書に添付しなければならない。

（自動車取得税の納付の方法）

第九十八条 自動車取得税の納税義務者は、前条の規定により自動車取得税額を納付する場合（法第三十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器により表示を受けることによつてしななければならない。前項の規定による証紙代金収納計器により表示を受ける金額に相当する現金の納付を受けたときは、知事は、同項の申告書又は修正申告書に納税済印を押すことによつて、証紙代金収納計器による表示に代えることができる。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除）

第九十九条 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の規定により免除を受けようとする者は、同項に規定する事実の発生の日から十五日以内に、自動車の登録番号（車両番号を含む。以下この節において同じ。）、返還年月日その他必要な事項を記載した自動車取得税免除申請書を知事に提出しなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の還付）

に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 自動車の取得者又は使用者の住所及び氏名又は所在地及び名称

二 自動車の車名、型式及び車台番号

三 自動車の登録年月日及び登録番号

四 自動車の主たる定置場

五 自動車の使用目的

六 その他参考となるべき事項

4 前項の規定によつて申告書を提出する際には、規則で定める書類等を提示しなければならない。

(自動車取得税の課税標準)

第九十三条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常の見込額として省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で令で定めるもの

二 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第一千二条第一項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

三 第九十一条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第九十四条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第九十五条 取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第九十六条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第九十七条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令で定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得が第九十条第一項又は第九十一条第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登

の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3| 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4| 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。ただし、当該自動車について、他の都道府県において既に自動車取得税が課されているときは、この限りでない。

（自動車取得税の課税免除）

第九十二条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の規定により厚生労働大臣が定める者が、その業務の用に供する自動車のうち次の各号のいずれかに該当するものを取得した場合における当該自動車の取得に対しては、自動車取得税の課税を免除する。

一 救急自動車

二 患者の輸送の用に供する自動車

三 血液事業の用に供する自動車

四 巡回診療又は成人病検診の用に供する自動車

2| 身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの（以下この項及び第六百六条第一項第六号において「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの（以下この項及び同号において「知的障害者等」という。）が運転する自動車又は身体障害者若しくは知的障害者等（以下この項及び同号において「身体障害者等」という。）と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車である場合又は知的障害者等である場合又は当該身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者等である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。）に係る当該自動車の取得に対しては、自動車取得税の課税を免除する。

3| 前項に規定する自動車の取得者は、当該自動車の取得の日から十五日以内に、次

は決定によつて納付すべき法人税額を納付すべき日までに法人税割額及び均等割額を、同条第二項に規定する連結法人は、同項ただし書又は同条第四十九項の規定の適用がある場合を除き、同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に法人税割額及び均等割額を、同条第四項に規定する法人及び連結子法人は、同項の規定による納期限までに法人税割額及び均等割額を、同条第二十四項に規定する法人は、毎年四月三十日までに均等割額を、同条第二十七項に規定する法人は、遅滞なく法人税割額及び均等割額をそれぞれ申告納付しなければならぬ。ただし、当該期限後においても、次条第一項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、申告納付することができる。

2 法人が、その支払を受ける利子等につき、利子割額を課されたときは、当該利子割額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から法第五十三条第三十一項から第三十四項まで、第三十九項、第四十五項及び第四十六項の規定により控除し、又は還付し、若しくは充当する。

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)  
第六十九条の五 知事は、事業協同組合又は協同組合連合会(以下この項において「事業協同組合等」という。)が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)第十五条

第一項第三号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所屬員に当該不動産を譲渡したときは、納税者の申請により、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2  
5  
4  
略

#### 第七節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第九十条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(自動車に付加して一体となつてゐる物として令で定めるものを含む。)をい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他令で定める自動車の取得を含むものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第九十一条 前条第一項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主

は決定によつて納付すべき法人税額を納付すべき日までに法人税割額及び均等割額を、同条第二項に規定する連結法人は、同項ただし書又は同条第四十五項の規定の適用がある場合を除き、同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に法人税割額及び均等割額を、同条第四項に規定する法人及び連結子法人は、同項の規定による納期限までに法人税割額及び均等割額を、同条第二十四項に規定する法人は、毎年四月三十日までに均等割額を、同条第二十七項に規定する法人は、遅滞なく法人税割額及び均等割額をそれぞれ申告納付しなければならぬ。ただし、当該期限後においても、次条第一項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、申告納付することができる。

2 法人が、その支払を受ける利子等につき、利子割額を課されたときは、当該利子割額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から法第五十三条第三十二項から第三十五項まで及び第四十項から第四十二項までの規定により控除し、又は還付し、若しくは充当する。

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)  
第六十九条の五 知事は、事業協同組合、協同組合連合会又は商店街振興組合(以下この項において「事業協同組合等」という。)が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)第十五条第一項第三号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連

携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所屬員に当該不動産を譲渡したときは、納税者の申請により、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2  
5  
4  
略

#### 第七節 削除

2 知事又は自動車税事務所長は、たばこ税又は自動車取得税若しくは自動車税を賦課徴収する場合において、必要があると認めるときは、その徴収する徴収金又は過料について、当該徴収金又は過料を納付すべき者の住所等を管轄する県民局長に滞納処分引継ぎをすることができる。

3 略  
(公示送達)

第二十一条 法第二十条の二の規定による公示送達は、課税地を管轄する県民局長（特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税並びに鉾区税に係るものにあつては備前県民局長、自動車取得税及び自動車税に係るものにあつては自動車税事務所）の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる機関が管理する事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

一・二略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第二十九条の二 154略  
5 第一項、第二項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十条第一項の表の第一号	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第二十九条の二第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第一項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額が
第四十条第一項の表の第二号から第五号まで	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人の資本金等の額が

6 略

(法人の県民税の申告納付)

第四十一条 法第五十三条第一項、第五項及び第二十八項に規定する法人は、同条第四十九項の規定の適用がある場合を除き、法人税に係る申告書を提出する期限又は法人税に係る修正申告によつて増加した法人税額若しくは法人税に係る更正若しく

2 知事又は自動車税事務所長は、たばこ税又は自動車税若しくは自動車取得税を賦課徴収する場合において、必要があると認めるときは、その徴収する徴収金又は過料について、当該徴収金又は過料を納付すべき者の住所等を管轄する県民局長に滞納処分引継ぎをすることができる。

3 略  
(公示送達)

第二十一条 法第二十条の二の規定による公示送達は、課税地を管轄する県民局長（特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税並びに鉾区税に係るものにあつては備前県民局長、自動車取得税及び自動車税に係るものにあつては自動車税事務所）の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる機関が管理する事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

一・二略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第二十九条の二 154略  
5 第一項、第二項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十条第一項の表の第一号	資本金等の額	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第二十九条の二第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第一項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額
第四十条第一項の表の第二号から第四号まで	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額

6 略

(法人の県民税の申告納付)

第四十一条 法第五十三条第一項、第五項及び第二十八項に規定する法人は、同条第四十五項の規定の適用がある場合を除き、法人税に係る申告書を提出する期限又は法人税に係る修正申告によつて増加した法人税額若しくは法人税に係る更正若しく



規定する特定配当等をいう。以下同じ。）に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額（同項第十六号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下同じ。）に係る県民税、地方消費税、たばこ税、自動車取得税、自動車税並びに釧区税以外の県税

関する事務  
する県民局長  
二 過料に関する事務

略

自動車取得税及び自動車税

一 賦課徴収に関する事務  
自動車税事務  
所長  
二 過料に関する事務

2 略

(書類等の提出)

第八条 法又はこの条例の規定によつて知事に提出すべき書類等（たばこ税に係るものを除く。）は、別に定めがあるもののほか、課税地を管轄する県民局長（特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税並びに釧区税に関するものは備前県民局長、自動車取得税及び自動車税に関するものは自動車税事務所長）を経由しなければならない。

(課税地)

第十条 県税の課税地は、次のとおりとする。

一 四略

五 軽油引取税にあつては、第三百三条第一項及び第二項に係るものについては軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所。第四百四条の十一第二項第三号ロにおいて同じ。）の所在地、第三百三条第三項に係るものについては特約業者又は元売業者の事業所の所在地、同条第四項に係るものについては石油製品販売業者（法第四百四十四条の二第四項に規定する石油製品販売業者をいう。以下同じ。）の事業所の所在地、第三百三条第五項に係るものについては自動車の主たる定置場の所在地、同条第六項に係るものについては軽油を直接管理する事務所又は事業所の所在地

六 狩猟税にあつては、狩猟者の登録を受ける場所

七 前各号以外の県税（特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、たばこ税、自動車取得税、自動車税並びに釧区税を除く。）にあつては、課税客体の所在地

2 略

(滞納処分の引継ぎ)

第十三条 1略

規定する特定配当等をいう。以下同じ。）に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額（同項第十六号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下同じ。）に係る県民税、地方消費税、たばこ税、自動車税、釧区税並びに自動車取得税以外の県税

関する事務  
する県民局長  
二 過料に関する事務

略

自動車税及び自動車取得税

一 賦課徴収に関する事務  
自動車税事務  
所長  
二 過料に関する事務

2 略

(書類等の提出)

第八条 法又はこの条例の規定によつて知事に提出すべき書類等（たばこ税に係るものを除く。）は、別に定めがあるもののほか、課税地を管轄する県民局長（特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税並びに釧区税に関するものは備前県民局長、自動車税及び自動車取得税に関するものは自動車税事務所長）を経由しなければならない。

(課税地)

第十条 県税の課税地は、次のとおりとする。

一 四略

五 狩猟税にあつては、狩猟者の登録を受ける場所

六 軽油引取税にあつては、第四百四十条第一項及び第二項に係るものについては軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所。第四百四十八条第二項第三号ロにおいて同じ。）の所在地、第四百四十条第三項に係るものについては特約業者又は元売業者の事業所の所在地、同条第四項に係るものについては石油製品販売業者（法第七百条の三第四項に規定する石油製品販売業者をいう。以下同じ。）の事業所の所在地、第四百四十条第五項に係るものについては自動車の主たる定置場の所在地、同条第六項に係るものについては軽油を直接管理する事務所又は事業所の所在地

七 前各号以外の県税（特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、たばこ税、自動車税、釧区税並びに自動車取得税を除く。）にあつては、課税客体の所在地

2 略

(滞納処分の引継ぎ)

第十三条 1略

新

旧

目次

第一章 略

第二章 普通税

第一節 第六節略

第七節 自動車取得税(第九十条―第一百二条)

第七節の二 軽油引取税(第一百三条―第一百四条の二十五)

第八節 第十一節略

第三章 目的税

第一節及び第二節 削除

第三節 略

附則

(県税として課する税目)

第二条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

一 普通税

県民税

事業税

地方消費税

不動産取得税

たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

自動車税

鉦区税

固定資産税

二 目的税

狩猟税

(知事の権限の委任)

第四条 知事は、次の表の上欄に掲げる県税に係る同表中欄に掲げる事務を同表下欄に掲げる県民局長又は自動車税事務所に委任する。ただし、これらの事務のうち、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

特定配当等(法第二十三条第一項第十五号に

賦課徴収に

課税地を管轄

目次

第一章 略

第二章 普通税

第一節 第六節略

第七節 削除

第八節 第十一節略

第三章 目的税

第一節 自動車取得税(第三百三十四条―第三百三十九条の七)

第二節 軽油引取税(第四百十条―第四百六十条の二)

第三節 略

附則

(県税として課する税目)

第二条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

一 普通税

県民税

事業税

地方消費税

不動産取得税

たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車税

鉦区税

固定資産税

二 目的税

自動車取得税

軽油引取税

(知事の権限の委任)

第四条 知事は、次の表の上欄に掲げる県税に係る同表中欄に掲げる事務を同表下欄に掲げる県民局長又は自動車税事務所に委任する。ただし、これらの事務のうち、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

特定配当等(法第二十三条第一項第十五号に

賦課徴収に

課税地を管轄